

令和6年度平田村職員採用候補者試験実施のお知らせ

1. 試験職種及び採用予定人数

- 試験職種：①一般事務職（大学卒程度）…若干名
 ②保育教諭（資格免許職）…若干名
 ③保健師（資格免許職）…若干名

2. 受験資格

- ①一般事務職（大学卒程度）

平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

- ②保育教諭（資格免許職）・保健師（資格免許職）

平成元年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者

学歴は問いません。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 本村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法

- (1) 第1次試験

教養試験・適性検査・専門試験（保育教諭・保健師）

職員として必要な一般知識及び知能について、択一式による筆記試験及び性格等の適性検査を行います。

- (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接による試験、小論文による筆記試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、試験申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、場所及び発表

区 分	期 日	試験会場	時 間	発 表
第1次試験	令和5年 7月9日(日)	「福島大学」 福島市金谷川1番地	受 付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 (共 通) 適性検査 13:00～15:00 (大学卒) 専門試験 13:00～14:30 (資格免許職) 適性検査 15:00～16:30 (資格免許職)	令和5年8月中に、平田村役場掲示場に合格者を掲示するほか、受験者に通知します。
第2次試験	令和5年 9月予定	期日、場所、時間等については、第1次試験合格者に通知します。		令和5年10月ごろ、平田村役場掲示場に合格者を掲示するほか、受験者に通知します。

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に記載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、本村の給料表により、その他扶養手当、通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の請求

申込用紙は、平田村役場で交付します。

郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度試験申込用紙請求」または「資格免許職試験申込用紙請求」と朱書し、120 円切手を貼った自分宛の返信用封筒（角型 2 号）を必ず同封してください。

(2) 申込の方法

①申込用紙に必要事項を記入して、本村役場に提出してください。

申込書を郵送する場合は 84 円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「**大学卒程度試験申込**」または「**資格免許職試験申込**」と朱書し、必ず**簡易書留**にて送付してください。

②受験票を受領したときは、最近 6 か月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向き、縦 6 cm × 横 4 cm）1 枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。（受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。）

(3) 受付期間

令和 5 年 5 月 10 日(水)から同年 6 月 9 日(金)まで（土日を除く 8：30 から 17：15 まで）

郵便による申込書提出の場合は、**6 月 7 日(水)**までの消印のあるものに限りま

8. 試験結果の開示

この試験の結果については、平田村個人情報保護条例第 18 条第 1 項の規定により、口頭で請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できません。受験者本人であることを明らかにする書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、受験者本人がおいでください。

試 験	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所
第 1 次試験	第1次試験不合格者	総合得点・順位	合格者発表日から 1か月間	平田村役場 総務課
第 2 次試験	第2次試験受験者			

9. その他

(1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。

(2) 試験当日は試験会場への自家用車等の乗り入れはできませんので、公共交通機関を利用してください。

(3) この試験に関し不明な点は、平田村役場総務課（☎ 0247-55-3111）に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、84 円切手を貼った自分宛の返信用封筒を必ず同封してください。



関根 寛さん
小平字加保 188
☎ 54 - 2308

行政相談委員

5月1日から31日までの1か月間は「福島さわやか行政相談月間」です。また、行政相談委員は自宅で相談に応じています。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

行政相談委員は、国・県・市町村などの役所や N T T などの特殊法人の仕事についての苦情や意見、要望を受け付け、皆さんと関係行政機関との間に立って解決のお手伝いをするものです。

5月1日から31日

**福島さわやか
行政相談キャンペーン**